平成２１年１月
交　　通　　部

「三重県道路交通法施行細則の一部改正（案）」に寄せられた御意見・御要望に対する考え方について

三重県警察本部では、「三重県道路交通法施行細則の一部改正（案）」について、平成２０年１１月２７日から平成２０年１２月２６日までの間、ホームページ等を通じて県民等の皆様から御意見を募集いたしました。

この結果、１名の県民の方から１件の御意見・御要望をいただきました。

御意見等に対する考え方については、以下のとおりです。

御協力ありがとうございました。

意見・要望等の要旨及びこれに対する考え方について

○　意見・要望等の要旨

趣旨には賛成です。

しかし、障害者にも周辺の状況を十分に把握しかつ注意を払わなければならないと注意義務を課すことを条文化すべきです。

○　考え方

「周辺の状況を十分に把握しかつ注意を払わなければならないと注意義務を課すことを条文化すべき」との御指摘ですが、道路交通法（以下「法」という。）では全ての車両等の運転者に安全運転の義務が課せられています。

法第 70 条（安全運転の義務）

> 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

今回の改正は、補聴器条件の運転免許を有する方から「補聴器を使用せずに運転したい。」旨の申し出があった場合に、臨時適性検査により適性を確認した後、実車による指導や安全教育を行うことで交通の状況を聴覚により認知することができないことについて認識していただくとともに、補聴器を使用しない場合の条件として

・　ワイドミラーの装着
・　聴覚障害者標識の表示
・　運転車両は普通乗用自動車に限る

との条件を付し、慎重に運転していただくこととしています。